

(設置)

第1条 本市は、地域住民のための学習、文化等に関する各種の事業を行うとともにコミュニティ活動の場を提供する施設として、次のとおり千葉市土気あすみが丘プラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

| 名称 | 位置 |
|---------------|-------------------|
| 千葉市土気あすみが丘プラザ | 千葉市緑区あすみが丘7丁目2番地4 |

(平成8条例32・一部改正)

(施設)

第2条 プラザの施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

(使用者)

第3条 本市に在住し、在勤し、又は在学する者は、プラザの施設を使用することができる。

2 前項に規定する者のほか、市長が認める者は、プラザの施設を使用することができる。

(平成27条例49・追加)

(事業)

第4条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設の利用に関すること。
- (2) コミュニティ活動の振興に関すること。
- (3) 定期講座の開設及び講演会、展示会等の開催に関すること。
- (4) 社会教育関係団体等の連絡に関すること。
- (5) 前各号に掲げるほか、プラザの設置目的を達成するために必要な事業

(平成27条例49・旧第3条繰下)

(指定管理者による管理)

第5条 プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(平成17条例43・追加、平成27条例49・旧第4条繰下)

(業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 次条第1項に規定する使用の許可及び第9条の規定による使用の制限等に関する業務
- (3) プラザの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平成17条例43・追加、平成27条例49・旧第5条繰下・一部改正)

(使用の許可)

第7条 プラザの施設(ロビー、静養室、展示室及び幼児室を除く。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平成17条例43・旧第4条繰下・一部改正、平成27条例49・旧第6条繰下)

(使用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) プラザの施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。

(平成17条例43・旧第5条繰下・一部改正、平成20条例35・一部改正、平成27条例49・旧第7条繰下)

(使用の制限等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設の使用を制限し、若しくは停止し、第7条第1項の許可を取り消し、又はプラザからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第7条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条第1号から第4号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (5) プラザの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成17条例43・旧第9条繰下・一部改正、平成27条例49・旧第17条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成5年規則第41号で平成5年5月1日から施行)

附 則(平成8年7月26日条例第32号)

この条例は、平成8年7月27日から施行する。

附 則(平成10年3月23日条例第3号)抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月12日条例第5号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年9月26日条例第43号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条を第17条とし、第8条の次に3条を加える改正規定(第15条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月16日条例第35号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月28日条例第75号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月19日条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第26条、第28条、第29条、第32条、第33条、第34条、第35条中千葉県都市公園条例別表第9の改正規定、第37条及び附則第4項から第12項までの規定は、公布の日から施行する。

(利用料金の経過措置)

4 第8条の規定による改正後の千葉県コミュニティセンター設置管理条例別表第2、第9条の規定による改正後の千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第2、第11条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第1、第13条の規定による改正後の千葉県文化センター設置管理条例別表第1、第14条の規定による改正後の千葉県文化ホール設置管理条例別表第2、第16条の規定による改正後の千葉県文化交流プラザ設置管理条例別表第1、第18条の規定による改正後の千葉県スポーツ施設設置管理条例別表第2、第19条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第1から別表第3まで、第20条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第21条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第22条の規定による改正後の千葉県ハーモニープラザ設置管理条例別表第2、第24条の規定による改正後の千葉県勤労市民プラザ設置管理条例別表第2、第25条の規定による改正後の千葉県ビジネス支援センター設置管理条例別表第3、第28条の規定による改正後の千葉県ふるさと農園設置管理条例別表、第29条の規定による改正後の千葉県都市農業交流センター設置管理条例別表第3、第32条の規定による改正後の千葉県生涯学習センター設置管理条例別表第2、第34条の規定による改正後の千葉マリスタジアム設置管理条例別表、第35条の規定による改正後の千葉県都市公園条例別表第9及び第37条の規定による改正後の千葉県蘇我球技場条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成27年6月29日条例第49号)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第2第1項備考、同表第2項第1号備考及び同項第2号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月8日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(利用料金の経過措置)

4 第7条の規定による改正後の千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第2、第8条の規定による改正後の千葉県路外駐車場条例別表、第9条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第1、第11条の規定による

改正後の千葉市文化ホール設置管理条例別表第2、第13条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第1から別表第3まで、第14条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第15条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第17条の規定による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第2、第20条の規定による改正後の千葉市ふるさと農園設置管理条例別表、第21条の規定による改正後の千葉市都市農業交流センター設置管理条例別表第3、第22条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第2、第24条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第9及び第26条の規定による改正後の千葉マリスタジアム設置管理条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1

| | | | | | | | | | | | |
|------------|-----|-----|-----|----|-----|-------|-----|------|-----|-----|-----|
| ロビー 体育館 | 静養室 | 展示室 | 幼児室 | 和室 | 音楽室 | 料理実習室 | 工作室 | 多目的室 | 講習室 | 集会室 | 会議室 |
|------------|-----|-----|-----|----|-----|-------|-----|------|-----|-----|-----|

別表第2

(平成22条例75・全改、平成25条例41・平成27条例49・平成31条例4・一部改正)

1 集会室等利用料金

| 区分 | 金額 | |
|-------|--------|------|
| 和室 | 1コマにつき | 500円 |
| 音楽室 | | 380円 |
| 料理実習室 | | 390円 |
| 工作室 | | 380円 |
| 多目的室 | | 940円 |
| 講習室1 | | 260円 |
| 講習室2 | | 310円 |
| 集会室 | | 340円 |
| 会議室1 | | 280円 |
| 会議室2 | | 330円 |
| 会議室3 | | 280円 |

備考

- 1 「1コマ」とは、次の各号のいずれかの時間帯の2時間をいう。
 - (1) 午前9時から午前11時まで
 - (2) 午前11時から午後1時まで
 - (3) 午後1時から午後3時まで
 - (4) 午後3時から午後5時まで
 - (5) 午後5時から午後7時まで
 - (6) 午後7時から午後9時まで
 - 2 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間までごとに、この表に定める金額の2分の1に相当する額とする。
 - 3 前項の規定により算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 体育館利用料金
- (1) 個人使用

| 区分 | 2時間まで | 超過1時間につき |
|-------|-------|----------|
| 一般 | 220円 | 110円 |
| 中・高校生 | 100円 | 50円 |
| 小学生以下 | 70円 | 35円 |

備考 30人以上の団体利用の場合は、1割引とする。

(2) 専用使用

| 区分 | | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで |
|----|----|--------------|--------------|--------------|
| 一般 | 全館 | 4,590円 | 4,590円 | 9,210円 |
| | 半館 | 2,290円 | 2,290円 | 4,590円 |

| | | | | |
|-------|----|--------|--------|--------|
| 高校生以下 | 全館 | 2,260円 | 2,260円 | 4,550円 |
| | 半館 | 1,130円 | 1,130円 | 2,270円 |

備考

- 1 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間までごとに、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間帯に係るこの表に定める金額の4分の1に相当する額とする。
- 2 前項の規定により算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。